

公 告

(平成29年度川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定の締結)
(電気通信部門)

次のとおり公告します。

平成29年 1月27日

国土交通省 九州地方整備局
川内川河川事務所長 坂元 浩二

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、川内川河川事務所の直轄管理区間及び災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）からの支援依頼に基づき、川内川河川事務所長の指示した場所において、災害の発生及び災害の発生が予測される場合若しくは光通信伝送施設等に被害が発生した場合に、被災施設の早期復旧等の災害対応を的確に図るため、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、流域住民等の安全確保及び社会経済に与える影響を最小限とすることを目的としたものである。

(2) 災害協定対象区間

- 1) 協定対象区間は、川内川河川事務所直轄管理区間とする。また「九州地方整備局防災計画書」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から支援依頼があった場合及び川内川河川事務所長が判断した場合には、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）も協定の対象とする。
- 2) 出張所毎の管理区間については、下表のとおりとする。

管轄出張所	河川名・延長	市町村・延長
川内出張所直轄管理区間	川内川本川 26.85 km	薩摩川内市 計 30.75 km
	八間川 0.6 km	
	隈之城川 2.0 km	
	樋渡川 1.3 km	
宮之城出張所直轄管理区間	川内川本川 22.25 km (鶴田ダム管理区間を含まず)	さつま町 計 22.25 km
菱刈出張所直轄管理区間	川内川本川 35.84 km	伊佐市 湧水町 計 44.14 km
	羽月川 7.5 km	
	綿打川 0.8 km	
京町出張所直轄管理区間	川内川本川 16.96 km 長江川 1.6 km	えびの市 計 18.56 km

(3) 応急復旧の内容

本協定の応急復旧内容は光通信伝送施設（光ケーブル及び光伝送施設等）に関する応急復旧対策とする。

また、川内川河川事務所が主催または、参加する防災訓練等に川内川河川事務所長より参加依頼があった場合には、それに参加するものとする。

(4) 基本協定期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 基本協定の締結者の選定

本協定締結者の選定については、提出された技術資料等を元に総合的に評価し、各出張所の直轄区間毎に2者程度を選定する方式である。

(6) 災害時等応急復旧対策工事の実施方法

基本協定締結後、緊急的に応急復旧対策を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結するものとし、応急復旧対策の実施にあたっては関係法令規則を遵守するものとする。

当該協定に基づき施工受注者等と契約を取り交わす時点において、施工受注者が法定外労働災害補償制度（元請け、下請を問わず補償できる保険）に加入していることを条件とする。

なお、法定外災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険はいずれの方式であっても差し支えない。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の応急復旧対策を行わないことを付記する。

(7) 基本協定期間の決定

地理的条件、技術者、資機材の保有状況等を考慮し、1(5)により選定された協定締結者を各出張所の直轄区間毎に決定するものとする。

2 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度の通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っており、かつ平成29年4月1日現在で認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(3) 九州地方整備局の管轄区域の内、鹿児島県内又は宮崎県内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 平成14年度以降に元請けとして、屋外に敷設した光ケーブル工事の施工実績を有すること。

(6) 九州地方整備局（港湾・空港部及び港湾・空港関係事務所を除く）の発注した通信設備工事のうち平成24年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。

(7) 次に掲げる配置予定（主任）技術者を有すること。

① 建設業法第7条第2号イからハまたは第15条第2号イからハに掲げる者であること。

(8) 配置予定（主任）技術者は、主たる勤務地から本協定締結を希望する出張所まで、2時間程度で到着できること。

また、作業員や資機材等の出勤が可能である主たる応急復旧対策基地が、その所在地から本協定締結を希望する出張所まで2時間程度で到着できること。

なお、移動経路については、一般道又は高速道路のどちらを利用してもかまわない。各出張所の所在地については、次のとおりとする。

- ・ 川内川河川事務所 川内出張所 鹿児島県薩摩川内市天辰町814
- ・ 川内川河川事務所 宮之城出張所 鹿児島県薩摩郡さつま町虎居868-1
- ・ 川内川河川事務所 菱刈出張所 鹿児島県伊佐市菱刈川南78-1
- ・ 川内川河川事務所 京町出張所 宮崎県えびの市大字向江1008-9

(9) 光ファイバーケーブル工事技能認定又は光ファイバーケーブル管理技術者認定を取得している作業員を有すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(12) 下記に示す基本主要機材の調達ができること。

基本主要機材： 融着器、パルス試験器、光ロス試験器

但し、接続・試験車が調達出来る場合には、融着器、パルス試験器、光ロス試験器の全てが調達出来るものとみなす。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

(1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 調査課

電話：0996-22-335

FAX：0969-25-0862

担当：調査課 建設専門官（電気通信担当）（内線402）

調査課 電気通信係長（内線282）

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 平成29年1月27日(金)から平成29年2月24日(金)まで
- ② 交付方法 : 川内川河川事務所ホームページ(記者発表)に掲載より入手
ホームページアドレス <http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai>
または、手渡しによる交付
なお、手渡しによる交付の場合は、上記期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ③ 手渡しによる交付場所 : 〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町
20番2号
国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所
調査課 電気通信係

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出申請書等 : 上記(2)で入手又は交付された様式
- ② 提出期間 : 平成29年1月27日(金)から平成29年2月24日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ③ 提出場所 : 上記(1)に同じ。
- ④ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限ものとし、託送の場合は書留郵便と同等のものに限る。また提出期間内必着とする。但し、郵送する際は表封筒に『災害時等基本協定の締結(電気通信部門)』に係る協定締結参加資格確認申請書別添資料在中』と記載する。)

5 その他

(1) 支店等営業所の確認

協定締結参加資格条件に定める支店等営業所(建設業法第3条第1項に基づく営業所(本店を除く。))が所在することにより協定締結参加資格を有することとなる本協定に該当する場合、当該協定締結参加資格を有することをもって本締結に参加し、協定締結者となった者は、協定締結決定通知後、速やかに、当該支店等営業所に関する資料を提出するものとする。

(2) 詳細は、「技術資料等説明書」による。

(3) 当事務所において公示を行っている他の平成29年度における「災害時等応急対策に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。